

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名 称	もくぞうごしんぞう 木造御神像 5軀		
所 在 地	八幡浜市保内町宮内		
所 有 者	三島神社	管 理 団 体	
指定年月日	昭和31年11月3日		
解 説	三島神社は、宝亀5（774）年、宇和郡の郡司が五穀豊穡を願って今治市大山祇神社から分霊を勧請したと伝えられ、明治維新を経て郷社に、昭和8（1933）年に県社となり、当地方の総鎮守となった古社である。 神像は7軀あり、そのうち傷みのはげしい2軀を除いた5軀が県指定となっている。像高30.9cm～36.7cm、ヒノキ材、一木造、簡素ではあるが力強い彫法で巧みに造られ、いずれも頭に冠を頂き、袍衣や狩衣をつけた坐像である。虫害を受けたものもあるが、厳しい顔、笑みを浮かべた顔、満足そうな顔、力んだ顔、とぼけた顔、思いにしずむ顔、謹直な顔など、その表情と姿態は、大山祇神社系神像の特徴をそなえている。 社伝によれば、菩薩が衆生済度しゅじょうさいどに現われた神徳の姿であるとして当社境内に安置され、広く祈願崇拝を集めた神であるとされている。その由来を明確にするものはないが、鎌倉時代後期の作とみられている。		

